

8月改訂版

令和2年度

危険物取扱者保安講習(法定講習)の開催案内(後期)

【新型コロナウイルス感染拡大防止のため日程、定員数は変わることがあります】

滋 賀 県
一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

1.保安講習とは

この講習は消防法第13条の23の規定により定められた危険物取扱作業の保安に関する法定講習です。

2.講習の日時等

[後期講習]申請期間 9月15日(火)～9月23日(水) ※10、注意事項参照

講習日	会 場 (所在地)	講習の種類・時間		定員(名)
10月2日(金)	滋賀県危機管理センター (大津市京町4丁目1-1)	一 般	9:30 ~ 12:30	50
			13:30 ~ 16:30	50
10月7日(水)	ひこね市文化プラザ (彦根市野瀬町187-4)	給油取扱所	9:30 ~ 12:30	110
		一 般	13:30 ~ 16:30	110
10月8日(木)	栗東芸術文化会館さくら (栗東市糺二丁目1-28)	給油取扱所	9:30 ~ 12:30	75
		一 般	13:30 ~ 16:30	75
10月9日(金)	栗東芸術文化会館さくら (栗東市糺二丁目1-28)	一 般	9:30 ~ 12:30	75
			13:30 ~ 16:30	75
10月13日(火)	甲賀市碧水ホール (甲賀市水口町水口5671)	給油取扱所	9:30 ~ 12:30	90
		一 般	13:30 ~ 16:30	90
10月14日(水)	甲賀市碧水ホール (甲賀市水口町水口5671)	一 般	9:30 ~ 12:30	90
		一 般	13:30 ~ 16:30	90
10月16日(金)	高島市消防本部 (高島市今津町日置前5150)	給油取扱所	9:30 ~ 12:30	48
		一 般	13:30 ~ 16:30	48
10月20日(火)	滋賀県危機管理センター (大津市京町4丁目1-1)	一 般	9:30 ~ 12:30	50
			13:30 ~ 16:30	50
10月21日(水)	滋賀県立男女共同参画センター (近江八幡市鷹飼町80-4)	給油取扱所	9:30 ~ 12:30	50
		一 般	13:30 ~ 16:30	50
10月22日(木)	滋賀県危機管理センター (大津市京町4丁目1-1)	給油取扱所	9:30 ~ 12:30	50
		一 般	13:30 ~ 16:30	50
10月23日(金)	滋賀県立文化産業交流会館 (米原市下多良2丁目137)	一 般	9:30 ~ 12:30	100
			13:30 ~ 16:30	100
10月27日(火)	滋賀県立男女共同参画センター (近江八幡市鷹飼町80-4)	一 般	9:30 ~ 12:30	50
			13:30 ~ 16:30	50
10月28日(水)	滋賀県立男女共同参画センター (近江八幡市鷹飼町80-4)	一 般	9:30 ~ 12:30	100
			13:30 ~ 16:30	100

10月29日(木)	湖南広域消防局北消防署 (守山市石田町377-1)	一 般	9:30 ~ 12:30	40
			13:30 ~ 16:30	40
10月30日(金)	湖南広域消防局北消防署 (守山市石田町377-1)	一 般	9:30 ~ 12:30	40
			13:30 ~ 16:30	40
11月5日(木)	ひこね市文化プラザ (彦根市野瀬町187-4)	一 般	9:30 ~ 12:30	110
			13:30 ~ 16:30	110
11月10日(火)	滋賀県危機管理センター (大津市京町4丁目1-1)	一 般	9:30 ~ 12:30	50
			13:30 ~ 16:30	50

3.申し込み手続き等

- (1) 受講申請書に必要事項を記入してください。
- (2) 受講手数料(滋賀県収入証紙 4,700円)を申請書裏面に貼付してください。
 ※滋賀県収入証紙の販売先
 - ・滋賀銀行および関西みらい銀行の県内各本支店
 - ・県内の各会計管理局会計課(県庁および各合同庁舎内)
- (3) 以下、同封するもの
 - ・危険物取扱者免状のコピー(両面)
 - ・返信用封筒 (宛名を記入し、切手を貼付してください。)
 ※事業所等で複数の申請書の送付及び受講票の返信は一括して一枚の封筒でも可能です。受講票の返信には返信できる分の切手を貼付し担当者名を記入してください。

4.郵送先等

- (1) 簡易書留で下記まで郵送してください。
- (2) 当連合会まで申請書を持って来られる場合。(返信用封筒が必要です)
 - ・申請期間内の9時から17時(12時から13時は除く)、土・日・祝日は除きます。

〒520-0044

滋賀県大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館2階
 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会
 電話 077-521-3921 / FAX 077-521-3761

5.受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている方で、危険物施設(製造所・貯蔵所・取扱所)において、危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者(危険物保安監督者も含む)は、定められた期間内に受講しなければならない義務があります。受講期限内に受講しないときは、免状の返納命令制度に基づく違反点数の対象となります。

6.保安講習の受講サイクル

継続して危険物取扱作業に従事している方	3年ごとに受講 (講習を受講した日以降における最初の4月1日から3年以内)
新たに従事する方	新たに従事した日から1年以内に受講
新たに従事する方で、過去2年以内に免状の交付または講習を受けている方	免状の交付日または講習を受講した日以後の最初の4月1日から3年以内に受講

7.講習の種類

- (1) 給油取扱所
給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 一般（上記以外）
給油取扱所以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

8.講習科目および時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

9.当日の持ち物

- (1) 危険物取扱者免状
- (2) 受講票
- (3) 筆記用具

10.注意事項

- (1) 申請期間初日までは受付はできません。それより以前に到着した申請書は申請期間の最終日に到着したものとして受付します。（締切日の消印有効）
- (2) 会場ごとに先着順の受付となりますので、第1希望が満席になった場合は、第2希望に振替いたします。
- (3) 申請受付後の受講日の変更等はできません。また、いかなる理由にかかわらず受講申請書、受講手数料その他提出書類は一切返還いたしません。
- (4) 県内消防本部(局)および消防署では受付できません。
- (5) 緊急時にはホームページをご確認ください。(URL shiga-bouka.jp)
- (6) 会場への問い合わせ等はしないでください。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用、手指消毒の徹底にご協力をお願いします。
また、発熱等の症状がある場合は、受講をお控えいただきますようお願いいたします。



11.駐車場の案内

- (1) 「湖南広域消防局北消防署」の敷地内は利用できません。指定されている駐車場をご利用ください。
- (2) 「滋賀県危機管理センター」の駐車場はありません。
周辺に駐車場が少ないため、公共交通機関をご利用ください。
- (3) その他各会場の駐車場は限りがあります。なるべく公共交通機関をご利用ください。

12.免状の写真の書換え

免状の写真を撮影した日から10年を経過した場合は、写真の書換えが必要です。

更新手続きは

一般財団法人消防試験研究センター 滋賀県支部
電話 077-525-2977 まで

13.個人情報の保護について

この講習の申込時に「受講申請書」に記入された皆さんの個人情報は、滋賀県および一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会により、滋賀県個人情報保護条例等に従い、以下の「利用目的」のみに利用します。他の目的に利用し、または第三者へ提供することはありません。

—利用目的—

- ・ 受講者の本人確認のため
- ・ 申請書の記述内容に関する確認が必要な場合の連絡のため
- ・ 講習等についてお知らせする事項が生じた場合の連絡のため
- ・ 総務省消防庁へ免状の種類別の受講者数の統計的な報告のため
- ・ (一財)消防試験研究センターの免状データベースに収録するため

・危険物取扱者保安講習についての問い合わせ先 ■■■

一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

電話 077-521-3921

FAX 077-521-3761